

三島町自主放送 放送番組の編集の基準

令和4年5月24日制定

三島町自主放送（みしまテレビ）は、町民の豊かな暮らしと福祉の向上、地域活性化などに資することを目的として、放送法第5条第1項に規定される放送番組の編集の基準を以下のとおり定める。

放送に当たっては次の点を重視して、地域性、即時性、普遍性、多様性などケーブルテレビ放送の特性を発揮し内容の充実につとめる。

1. 生活に役立つ地域情報の提供
2. 正確で迅速な報道
3. 健全な娯楽
4. 教育・教養の進展
5. 児童および青少年に与える影響

1章 人権

- (1) 人権を守り、人格を尊重する。
- (2) 個人や団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない。
- (3) 人種・性別・職業などによって取り扱いを差別しない。
- (4) 個人情報の取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような扱いはしない。

2章 法と政治

- (1) 法令を尊重し、その執行を妨げる言動を是認するような扱いはしない。
- (2) 人種・民族・国民に関することを扱う時は、その感情を尊重する。
- (3) 政治に関しては公正な立場を守り、一党一派に偏らないように注意する。
- (4) 選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない。
- (5) 政治・経済問題等に関する意見は、その責任の所在を明らかにする必要がある。
- (6) 政治・経済に混乱を与えるおそれのある問題は慎重に取り扱う。

3章 児童及び青少年への配慮

「児童」とは、人格形成が未熟な年少児・幼児（一般的に12歳以下）を指す。

- (1) 児童及び青少年の人格形成に貢献し、良い習慣、責任感などの健全な精神を尊重させるように配慮する。
- (2) 児童向け番組は、健全な社会通念に基づき、児童の品性を損なうような言葉や表現は避け、児童の気持ちを過度に刺激したり傷つけたりしないように配慮する。

- (3) 武力や暴力を表現するときは、青少年に対する影響を考慮しなければならない。
- (4) 未成年者の喫煙、飲酒を肯定するような取り扱いはない。
- (5) 放送時間帯に応じ、児童及び青少年の視聴に十分配慮する。
- (6) 児童を出演させる場合には、児童としてふさわしくないことはさせない。

4章 家庭と社会

- (1) 家庭生活を尊重し、これを乱すような思想を肯定的に取り扱わない。
- (2) 社会の秩序、習慣を乱すような言動は肯定的に取り扱わず、公衆道徳を尊重する。

5章 教育・教養

- (1) 教育番組は、学校向け社会向けを問わず、社会人として役立つ知識や資料などを系統的に放送する。
- (2) 学校向け教育番組は、広く意見を聞いて学校に協力し、視聴覚的特性を生かして、教育的効果を上げるように努める。
- (3) 社会向け教育番組は、学問・芸術・技術・技芸・職業など、専門的な事柄を視聴者が興味深く習得できるようにする。
- (4) 教育番組の企画と内容は、教育関係法規に準拠して、あらかじめ適当な方法によって視聴対象が知ることのできるようにする。
- (5) 教養番組は、形式や表現にとらわれず、視聴者が生活の知識を深め、円満な常識と豊かな情操を養うのに役立つように努める。

6章 報道

- (1) ニュースは事実に基づいて報道し、個人の自由を侵したり、名誉を傷つけたりしないようにする。
- (2) 取材・編集に当たっては、一方的に偏るなど視聴者に誤解を与えないように注意する。
- (3) ニュースの中で意見を取り扱う時は、その出所を明らかにする。
- (4) 事実の報道であっても、不適切な場面の細かい表現は避けなければならない。
- (5) ニュース、ニュース解説および実況中継などは、不当な目的や宣伝に利用されないように注意する。

7章 宗教

- (1) 信教の自由および各宗派の立場を尊重し、他宗・他派を中傷、誹謗する言動は取り扱わない。
- (2) 宗教の儀式を取り扱う場合、またその形式を用いる場合は、尊厳を傷つけないように留意する。

- (3) 宗教を取り上げる際は、客観的事実を無視したり、科学を否定する内容にならないように留意する。
- (4) 特定宗教のために寄付の募集などは取り扱わない。

8章 表現上の配慮

- (1) 放送内容は、放送時刻に応じて視聴者の生活状態を考慮し、不快な感じを与えないようにする。
- (2) わかりやすく適正な言葉と文字を用いるように努める。
- (3) 方言を使う時は、その方言を日常使っている人々に不快な感じを与えないように留意する。
- (4) 人心に動揺や不安を与えるおそれのある内容のものは慎重に取り扱う。
- (5) 社会・公共の問題で意見が対立しているものについては、できるだけ多くの角度から論じなければならない。
- (6) 経済上の諸問題で、一般に重大な影響を与えるおそれのあるものについては、その取り扱いに注意する。
- (7) 不快な感じを与えるような下品、卑わいな表現は避ける。
- (8) 心中・自殺は、古典または芸術作品であっても取り扱いを慎重にする。
- (9) 外国作品を採り上げる時や海外取材にあたっては、時代・国情・伝統・習慣などの相違を考慮しなければならない。
- (10) 劇的効果のためにニュース形式などを用いる場合は、事実と混同されやすい表現をしてはならない。
- (11) 特定の対象に呼びかける通信・通知およびこれに類似するものは取り扱わない。ただし、人命に関わる場合その他、社会的影響のある場合は除く。
- (12) 迷信は肯定的に取り扱わない。
- (13) 占い、運勢判断およびこれに類するものは、断定したり、無理に信じさせたりするような取り扱いはしない。
- (14) 病的、残虐、悲惨、虐待などの情景を表現する時は、視聴者に嫌悪感を与えないようにする。
- (15) 精神的・肉体的障害に触れる時は、同じ障害に悩む人々の感情に配慮しなければならない。
- (16) 医療や薬品の知識および健康情報に関しては、いたずらに不安・焦燥・恐怖・楽観などを与えないように留意する。
- (17) 放送音楽については、公序良俗に反し、または家庭、特に児童・青少年に好ましくない影響を与えるものを放送に使用することは差し控える。

9章 暴力表現

- (1) 暴力行為は、その目的のいかんを問わず、否定的に取り扱う。
- (2) 暴力行為の表現は、最小限にとどめる。

- (3) 殺人・拷問・暴行・私刑などの残虐な感じを与える行為、その他、精神的・肉体的苦痛を、誇大または刺激的に表現しない。

10章 犯罪表現

- (1) 犯罪を肯定したり犯罪者を英雄扱いしたりしてはならない。
- (2) 犯罪の手口を表現する時は、模倣の気持ちを起こさせないように留意する。
- (3) 麻薬や覚せい剤などを使用する場面は控え目にし、魅力的に取り扱ってはならない。
- (4) 鉄砲・刀剣類の使用は慎重にし、殺傷の手段については模倣の動機を与えないように留意する。
- (5) 誘かいなどを取り扱う時は、その手口を詳しく表現してはならない。
- (6) 犯罪容疑者の逮捕や尋問の方法、および訴訟の手続きや法廷の場面などを取り扱う時は、正しく表現するように留意する。

11章 性表現

- (1) 性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感じを抱かせないように留意する。
- (2) 性感染症や生理衛生に関する事柄は、医学上、衛生学上、正しい知識に基づいて取り扱わなければならない。
- (3) 一般作品はもちろんのこと、たとえ芸術作品でも、極度に官能的刺激を与えないように留意する。
- (4) 性的犯罪や変態性欲・性的倒錯を表現する場合は、過度に刺激的であってはならない。
- (5) 性的少数者を取り上げる場合は、その人権に十分配慮する。
- (6) 全裸は原則として取り扱わない。肉体の一部を表現する時は、下品・卑わいの感を与えないように留意する。
- (7) 出演者の言葉・動作・姿勢・衣装などによって、卑わいな感じを与えないように留意する。

12章 視聴者の参加と懸賞・景品の取り扱い

- (1) 視聴者に参加の機会を広く均等に与えるように努める。
- (2) 報酬または賞品を伴う視聴者参加番組においては、当該放送関係者であると誤解されるおそれのある者の参加は避ける。
- (3) 審査は、出演者の技能などに応じて公正を期する。
- (4) 賞金および賞品などは、過度に射幸心をそそらないようにし、社会常識の範囲内にとどめる。
- (5) 企画や演出、司会者の言動などで、出演者や視聴者に対し、礼を失したり、不快な感じを与えてはならない。
- (6) 出演者の個人的な問題を取り扱う場合は、本人および関係者のプライバシー

を侵してはならない。

- (7) 懸賞募集では、応募の条件、締め切り日、選考方法、賞の内容、結果の発表方法、期日などを明らかにする。ただし、放送以外の媒体で明らかな場合は一部を省略することができる。
- (8) 景品などを贈与する場合は、その価値を誇大に表現したり、あるいは虚偽の表現をしてはならない。
- (9) 懸賞に応募あるいは賞品を贈与した視聴者の個人情報を、当該目的以外で利用してはならず、厳重な管理が求められる

13章 訂正

- (1) 放送が事実と相違していることが明らかになったときは、すみやかに取り消し、または訂正する。